




重大な消防法令違反対象物を

公表する制度

平成30年
4月1日～

豊橋市消防本部

利用者が自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、消防が立入検査の際に確認した火災危険に関する情報(重大な消防法令違反)を公表する制度です。

公表の対象	飲食店・百貨店・スーパー・旅館等の不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設・幼稚園等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。
公表の対象となる違反内容	建物に設置が義務付けられた消防用設備等のうち、次の <u>いずれかが設置されていない場合</u> です。    ①屋内消火栓設備 ②スプリンクラー設備 ③自動火災報知設備
公表する内容	①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容
公表までの流れ	消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した後14日が経過してもその違反が認められる場合に公表します。公表は違反の是正が認められるまで継続します。
公表の方法	豊橋市(消防本部)のホームページ等へ掲載します。 URL: http://www.city.toyohashi.lg.jp/32253.htm

建物関係者の方へ

あなたの所有・管理する建物が、以下の変更を行う場合には、消防用設備等が必要となることがありますので、事前に下記までご相談ください。

- 飲食店、物品販売店、病院、福祉施設等の用途が新たに入居する場合
- 増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合等

問い合わせ先

消防本部予防課 (市役所西館5階) ☎ 51-3115
中消防署予防担当 (東松山町23番地) ☎ 52-0119
南消防署予防担当 (曙町字南松原118番地) ☎ 46-0119



【QRコード】



豊橋市消防本部 公表制度

検索